

中小企業の経営安定化に向けた エネルギー自給促進事業

【専門家派遣 募集要項】

○ 専門家派遣 申込期間

令和6年4月15日（月） 9時～

同年6月28日（金） 16時30分

○ 申込方法

公社 HP の電子申込フォームよりお申込みください。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/energy_jikyu.html

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業

検索



【エネルギー対策支援事務局】03-4431-3761



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

目次

1 事業目的.....	2
2 事業概要.....	2
3 申込資格.....	4
4 専門家派遣 申込方法	6
5 支援事業者の決定.....	6
6 支援決定後の注意事項.....	7
7 申込に必要な入力項目及び書類.....	8
8 反社会的勢力排除に関する誓約事項.....	11
9 申込に際して提出された情報の取扱いについて	12
10 【参考】日本産業標準分類表.....	13

1 事業目的

国際情勢の変動等による原油等の価格高騰の長期化やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の企業活動の不安定化が懸念されています。そこで、都内の中小企業者が自ら使用する電気を、自ら安定的に供給できるよう、創電・蓄電の取組を重層的に推し進めることで、経営基盤を強化し、都内経済全体の安定化を図れるよう、専門家派遣や助成金による設備導入等を支援します。

2 事業概要

(1) 専門家派遣支援

項目	詳細
支援対象者	自らエネルギー自給の安定化を図る都内中小企業者（個人事業主を含む） ※ 1事業者につき1申込に限ります。
支援内容	経営基盤の強化に向けた創電・蓄電に関する取組を検討している中小企業者からの申込に対し、専門家が訪問し、現地調査を行い、その取組を行うにあたっての経営課題について助言等を実施
支援実施場所	原則として、東京都内にある事業所や工場 ※事業所等は自社所有又は賃貸借している必要があります。 ※原則は都内ですが、東京電力エリア内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県（富士川以東））であれば申請可能です。 ※遠隔地等の場合、Web会議システム等を活用したリモート支援となることがあります。
費用	無料
実施期間	専門家派遣支援事業者決定次第順次、令和6年9月30日（予定）まで ※申込期間内であっても、予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。

(2) 助成金支援（任意活用）

令和6年度の専門家派遣を受けた事業者を対象に、創電・蓄電に関する設備導入経費を助成します（本事業の支援事業者専用の助成金のため助成金のみの利用（申請）は不可です）。助成金申請に際しての募集要項は別途公表予定の「中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業助成金 募集要項」をご参照ください。

項目	詳細
対象者	上記「(1) 専門家派遣支援」を <u>令和6年度</u> にうけた事業者
申請に必要なGビズID	デジタル庁が運営する電子申請システム j Grants にて申請いただくため、申請時にGビズID プライムが必要となります。GビズID プライムとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請いただくために、ご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は、あらかじめデジタル庁の「GBizID」(https://gbiz-id.go.jp/top/) のページにて、ID を取得していただきますようお願いいたします。
助成対象経費	(1) の専門家派遣において、専門家が経営基盤の強化のために必要と認めた創電、蓄電に関する設備の導入に必要な経費の一部

項目	詳細		
	<p>[例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・小型の風力発電 ・その他発電に関する設備 ・蓄電池 ・その他蓄電に関する設備 <p>※自動車本体の導入は対象外です。</p> <p>※売電など収益（収入）の増加を直接の目的とする経費は対象外です。</p> <p>※居住部分に係る経費は対象外です。発電設備の場合は、電力契約が明確に分けられ、事務所等事業専用部のみで利用することが確認できた場合に限り、助成対象となります。</p>		
助成対象期間	交付決定日の翌日から 1 年間		
助成率	助成対象経費の 2 / 3 (小規模企業者 3 / 4) 以内	助成限度額	1,500 万円 (下限額 100 万円)
申請受付	専門家派遣終了次第	交付決定	令和 6 年 8 月下旬から順次 (予定)

(3) 事業実施の流れ

■専門家派遣支援

- ① 申込フォームより必要書類（専門家派遣申込書等）を添付の上、専門家派遣支援にお申込みください。専門家派遣申込書には事業者の基本情報、事業概要及び経営の安定化に向けて取り組みたい具体的な内容等の入力、誓約項目による申込資格の確認をしていただきます。
- ② 事務局にて、専門家派遣申込書及び必要書類の内容を確認いたします。
- ③ 内容確認後、事務局より必要書類（2期分の決算報告書等）の提出を依頼しますので、ご提出してください。
- ④ 内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
ご案内後、事務局より事業所等へ伺う日程についてご調整をさせていただきます。
- ⑤ 専門家が実際に事業所等に伺います。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、お渡しいたします。助成金申請時には支援レポートをご提出いただきます。
※ 専門家派遣申込の詳細手順は、P 6 「4 専門家派遣 申込方法」以降をご確認ください。

■助成金支援

- ① 令和 6 年度の専門家派遣の支援をうけた事業者は、その助言に基づく取組に係る経費について助成金に別途申請していただきます。
 - ② 事務局にて、申請内容を審査いたします。
※ 助言に基づく取組であっても、審査の結果、対象経費と認められない場合があります。
 - ③ 審査ののち、該当事業者について助成金の交付決定を行います。
※ 助成金申請等の詳細につきましては、令和 6 年度の専門家派遣支援終了後に、事務局から各事業者に直接ご案内します。
※ 交付決定は助成金支払ではありません。助成の対象とできる上限額を決定したものです。
- 助成金の支払額は、交付決定後に実際に取り組んだ内容を実績報告書で報告いただき、完了検査の結果、確定することになります。



3 申込資格

申込にあたっては、次の(1)～(7)の全ての資格を満たす必要があります。助成金に申請する場合、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、この資格を満たす必要があります。

(1) 都内で実質的に事業を行っている（※）こと。

※ 申込を行った事業所所在地において、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 中小企業者で、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないこと。

- ・ 中小企業者とは、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者をいいます。
- ・ 中小企業者に該当する法人は以下のとおりです。業種名は日本標準産業分類に基づきます。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(3) 令和6年度専門家派遣申込時点で次のいずれかに該当すること。

- ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所（本店または支店）を有していること。
- イ 個人事業者：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。

(4) 申込に必要な書類を全て提出できること。(P9 「7 (2) 申込に必要な書類」参照)

(5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

(6) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

(7) P11「8 反社会的勢力排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

○助成金の申請をお考えの方へ

助成金に申請される場合、上記の専門家派遣の申込資格に加えて以下の申請要件も満たしている必要があります。

①同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。

②本助成事業の同一年度の申請は、一企業につき一件であること

③同一テーマ・内容で、公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。

④事業税等を滞納していないこと。

⑤東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

⑥申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

⑦過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

⑧民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。

⑨助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

⑩その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

4 専門家派遣 申込方法

本事業の利用を希望される場合は、本申込受付期間内に以下のとおり申込を完了させてください。

(1) 申込方法

申込フォームの URL より必要事項をご入力ください。

(2) 申込期間

令和6年4月15日（月曜日）9時00分～同年6月28日（金曜日）16時30分

※ 期間内であっても予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。お早めにお申し込みください。

(3) 留意事項

①申込は、申込フォームでの受付となります。

②申込フォーム入力内容は、送信後の加筆・修正等はできません。

③必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

④インターネット通信等、申込に係る経費は申込者の負担となります。

5 支援事業者の決定

(1) 決定までの流れ （①、③は申込者に行っていただく事項です）

①申込フォームより、必要書類（専門家派遣申込書等）を添付の上、お申込みください。

②事務局にて、専門家派遣申込書および必要書類の内容を確認させていただきます。

③内容確認後、事務局より必要書類（2期分の決算報告書等）の提出を依頼しますので、ご提出してください。

※ 期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただく場合があります。
あらかじめご了承ください。

④内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。

本事業の専門家は、中小企業診断士です。

⑤事務局より事業者の連絡担当者へ訪問（リモート支援）日程調整の連絡をいたします。

⑥専門家が実際に事業所等に伺います。まず、現状のヒアリングを行い、検討している取組に対する助言等を予定しています（最大2回）。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、お渡しいたします。



(2) その他

- ① 支援決定の結果等に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ② 支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

6 支援決定後の注意事項

(1) 支援の中止

- 支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援を中止する場合があります。
- ① 支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき。
 - ② 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
 - ③ P4 「3 申込資格」に記載する要件を満たさなくなったとき。
 - ④ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(2) 支援決定の取消し

- 支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援決定を取消し、不正の内容、申込者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。
- ① 申込内容と異なる事実が認められたとき。
 - ② 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - ③ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
 - ④ その他、公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

7 申込に必要な入力項目及び書類

申込にあたっては下記の該当する全ての項目を専門家派遣申込書へ入力し、必要な書類を添付の上、お申し込みください。

(1) 専門家派遣申込書入力事項

入力項目	備考
本店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている本店の所在地 (個人) 居住地
会社名（屋号）	(法人) 会社名 (個人) 屋号がある場合は屋号を入力してください。ない場合は「なし」と入力してください。
代表者氏名	代表者氏名を入力してください。
支店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている支店の所在地 ※本店が都外の場合のみ入力してください。
資本金	※法人のみ 個人の場合は「0」と入力
従業員数	※パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。
業種	日本標準業種分類の中分類を入力してください。 ※ P13 「【参考】日本産業標準分類表」を参照してください。
派遣を希望する事業所等の名称	専門家派遣を希望する事業所等の名称を入力してください。
派遣を希望する事業所等の所在地	上記事業所等の所在地を入力してください。 ※事業所等は自社所有又は賃貸借している必要があります。
本申込についての担当者氏名	日中連絡が取れる担当者（原則、自社の社員・店舗の従業員を担当者としてください）
本申込についての担当者連絡先	日中連絡が取れる電話番号
本申込についての担当者 E-mail	日中連絡が取れるメールアドレス
取組実施場所（住所、名称）	本事業を実施する所在地と事業所等の名称を入力してください。
取組理由	「光熱費等の経費削減」、「停電時の事業継続のため」等の創電、蓄電に取り組む理由を入力してください。
取組内容	創電設備の新設、蓄電設備の新設、既存創電設備の老朽化に伴う設備入れ替え、既存蓄電設備の老朽化に伴う設備入れ替え等の内容を入力してください。
導入を検討している設備	導入予定設備を選択し、その他の創電・蓄電に関する設備の場合、具体的な設備名を入力してください。
上記取組を行うにあたって考え	原則 100 字以上入力してください。

入力項目	備考
られる課題	
誓約項目（9項目）	7（3）参照

（2）申込に必要な書類

法人／個人	必要な書類
法人・個人 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣申込書
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・発行3か月以内の履歴事項全部証明書（写し） ・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの ・直近2期分の決算書類（別表一、二、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、法人事業概況説明書） ※ 税務署の受付印または電子申告の受信通知（メール詳細）があるもの ※ 設立2年未満の場合は、提出できるもの全てでよい
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の収受印のあるもの、または電子申告の受信通知添付）（写し） ・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの ・直近2期分の確定申告書（青色申告、白色申告の場合とも、所得税の申告書、貸借対照表、損益計算書が分かるもの） ※ 税務署の受付印または電子申告の受信通知（メール詳細）があるもの ※ 設立2年未満の場合は、提出できるもの全てでよい

（3）誓約項目

- ①都内で実質的に事業を行っています。
- ②中小企業基本法第2条規定する中小企業者（小規模企業者）（会社又は個人事業者）です。
- ③大企業が実質的に経営に参画する「みなしだ企業」ではありません。
 - ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数で3分の2以上）を所有又は出資していないこと
 - ・大企業の役員または職員を兼ねているものが役員総数の2分の1以上含まれていないこと
- ④専門家派遣申込時点で下記ア・イのいずれかに該当します。
 - ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所を有していること。
 - イ 個人事業者：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。
- ⑤申込に必要な書類はすべて提出いたします。公社から別途必要な書類を求められた場合も提出いたします。
- ⑥東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営む

ものではありません。

- ⑦公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではありません。
- ⑧「反社会的勢力排除に関する制約事項」(P11 8 参照)について誓約します。
- ⑨申込内容に虚偽の記載はありません。

8 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中および終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるこ
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

9 申込に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下の通り行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目的	ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
内容	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手段	電子データ、プリントアウトした用紙

※上記「目的」の「イ」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財) 東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードできますので、併せてご参照ください。

10 【参考】日本産業標準分類表

大分類		中分類	大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業		H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)
	02 林業			50 各種商品卸売業 51 織維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)			62 銀行業 63 協同組織金融業 64 資金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
	04 水産養殖業			68 不動産取引業 不動産賃貸業・管理業 690 管理、補助的経済活動を行う事業所 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) 692 貸家業、貸間業 693 駐車場業 694 不動産管理業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業			70 物品賃貸業
	06 総合工事業			71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
D 建設業	07 職別工事業(設備工事業を除く)			75 宿泊業、飲食サービス業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	08 設備工事業			78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
E 製造業	09 食料品製造業			81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業			83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	11 織維工業			86 郵便局
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)			87 協同組合(他に分類されないもの)
G 情報通信業	13 家具・装備品製造業			88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く)
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業			91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
H 運輸業、郵便業	15 印刷・同関連業			93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業
	16 化学工業			96 外国公務
I 卸売業、小売業	17 石油製品・石炭製品製造業			97 國家公務 98 地方公務
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)			99 分類不能の産業
J 金融業、保険業	19 ゴム製品製造業			
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業			
K 不動産業、物品賃貸業	21 窯業・土石製品製造業			
	22 鉄鋼業			
L 学術研究、専門・技術サービス業	23 非鉄金属製造業			
	24 金属製品製造業			
M 宿泊業、飲食サービス業	25 はん用機械器具製造業			
	26 生産用機械器具製造業			
N 生活関連サービス業、娯楽業	27 業務用機械器具製造業			
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
O 教育、学習支援業	29 電気機械器具製造業			
	30 情報通信機械器具製造業			
P 医療、福祉	31 輸送用機械器具製造業			
	32 その他の製造業			
R サービス業	33 電気業			
	34 ガス業			
S 公務(他に分類されるものの除外)	35 熱供給業			
	36 水道業			
G 情報通信業	37 通信業			
	38 放送業			
H 運輸業、郵便業	39 情報サービス業			
	40 インターネット附随サービス業			
I 卸売業、小売業	41 映像・音声・文字情報制作業			
	42 管理、補助的経済活動を行う事業所			
J 金融業、保険業	43 映像情報制作・配給業			
	44 音声情報制作業			
K 不動産業、物品賃貸業	45 新聞業			
	46 出版業			
L 学術研究、専門・技術サービス業	47 広告制作業			
	48 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業			
M 宿泊業、飲食サービス業	49			
	50			
N 生活関連サービス業、娯楽業	51			
	52			
O 教育、学習支援業	53			
	54			
P 医療、福祉	55			
	56			
Q 複合サービス事業	57			
	58			
R サービス業	59			
	60			
S 公務(他に分類されるものの除外)	61			
	62			
T 分類不能の産業	63			
	64			
U 分類不能の産業	65			
	66			
V 分類不能の産業	67			
	68			
W 分類不能の産業	69			
	70			
X 分類不能の産業	71			
	72			
Y 分類不能の産業	73			
	74			
Z 分類不能の産業	75			
	76			
AA 分類不能の産業	77			
	78			
AB 分類不能の産業	79			
	80			
AC 分類不能の産業	81			
	82			
AD 分類不能の産業	83			
	84			
AE 分類不能の産業	85			
	86			
AF 分類不能の産業	87			
	88			
AG 分類不能の産業	89			
	90			
AH 分類不能の産業	91			
	92			
AI 分類不能の産業	93			
	94			
AJ 分類不能の産業	95			
	96			
AK 分類不能の産業	97			
	98			
AL 分類不能の産業	99			
	100			

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。

◆<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
政府統計の総合窓口(e-Stat)(<http://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。

◆http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf
総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」